

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第2項に基づく許可猟銃等に係る打刻命令に係る
処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
処分基準	処分基準
令和2年1月10日作成	令和●年●月●日作成
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第4条の4第2項	根拠条項：第4条の4第2項
処分の概要：許可猟銃等に係る打刻命令	処分の概要：許可猟銃等に係る打刻命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（許可）、 <u>同第4条の4第2項</u> 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（許可）、第4条の4第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処分基準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。	処分基準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問合せ先：住所地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先：住所地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177
備考：	備考：